

# アジア地域における最低賃金の動向と課題

昨今、アジア・太平洋地域の各国において最低賃金の引き上げに向けた積極的な取り組み、そして成果につながる状況が見られる。ここでは、「アジア地域における最低賃金の動向と課題」について、2013年4月にシンガポールで開催された第6回アジア金属労組連絡会議での最低賃金の議論からインドネシア、タイ、マレーシア、フィリピンの4カ国の最低賃金の動向について抜粋紹介する。

## インドネシアにおける最低賃金制度

スパルノ・ベノ FSPMI (インドネシア金属労働組合連合) 事務局長

インドネシアは東南アジア南部に位置する共和制国家。首都はジャワ島に位置するジャカルタで、東西に非常に長く、1万8000もの世界最多の島嶼を抱える。人口は2億4千万人。経済面では、2011年は6.5%、2012年は6.2%と引き続き堅調な経済成長を達成。2010年には一人当たり名目GDPが3000ドルを突破。2011年に「経済開発加速・拡大マスタープラン (MP3EI)」が発表され、全国各島にインフラ網で連結された経済回廊を形成する構想が明らかにされた。同プランでは、2025年までに、名目GDPを2010年比で約6倍に増加させ、世界の10大経済大国となる目標を掲げている。

インドネシアの最低賃金制度というのは、2013年労働法第13号に基づいて、全国、州、県・市、地域レベルに賃金審議会という政労使三者構成制度を設けることになっている。この三者の中には、労働組合の代表、経営者、ならびに政府の担当者が参加している。この賃金審議会においては、国家レベルの場合には賃金審議会が方針を打ち出すが、その前に市場調査を実施する。三者共同で行うことになっているが、実際は三者それぞれが、市場調査を行って後で合わせるようにしている。

これは労働者が適正な生活を送ることができる賃金レベルを決定するための調査である。労働大臣令2005年17号に基づき、このよう

な必要最低額の調査を行い、県・市レベルの賃金審議会が最低賃金を計算することになっている。

この三者が合同で調査をした後、この賃金審議会からの賃金レベルは毎年、州レベルでは、州知事に上げていく。そして、県・市レベルはその市の市長、ならびに県知事に承認され実施される。賃金審議会からの決定については、州レベルでは毎年11月20日までに上げることに

### 決定要因項目の増加の要請行動

この最低賃金の規定においては、三者構成の賃金審議会の中で、各地域の最低賃金ならびに、産業分野ごとの賃金を決めるが、産業分野ごとの場合は、地域の一般最低賃金プラス5%の水準で決めるようにしている。また、政府の最低賃金に関する政策に基づき、2005年に決められた労働大臣令の適正生活水準を決めるための物価の決定要因項目というものが既に60品目あるが、これが今の現状に合わないということ、労働組合として、決定要因品目の数を増やすように要求する取り組みを進めている。

【図表1】 インドネシア地域別最低賃金 ジャカルタ特別州 (月額) (通貨:ルピア)

2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年
819,100	900,560	972,604	1,069,865	1,118,009	1,290,000	1,529,150	2,200,000

資料出所: インドネシア労働移住省ウェブサイト

労働組合としてここ10年ほど、適正生活水準を目指した運動を展開してきたが、まだ適正生活水準は保障されていないというのが現状である。当初は、この適正生活水準を決めるための決定要因品目が46あったが、46品目だけでも適正生活の妥当なレベルが出てこないという

現状があったので、組合から要求して60品目まで増やして来た。さらに品目を増やす取り組みを進めている。

続いて、労働組合として全国的な運動として、この適正生活水準に関する法案の草案を作成した。この適正生活を決めるための決定要因品目として、122品目を設けるように政府に対して草案を通じて提示したわけである。このような草案を政府に提示した後、組合として、労働省や社会福祉庁、そして財

務省に対してもロビー活動を行った。省庁に要求すると同時に、この内容について全労働組合員に啓蒙活動も展開した。

この122項目を提示した草案が受け入れられない場合、私たちは常に、「受け入れなければこういう活動をする」という政府に対するアピール活動を準備して動いている。

### 外部委託労働の廃止を目指して

もうひとつの活動目標として、外部委託のアウトソーシング労働の廃止を目指して活動している。インドネシアの2003年13号労働法によると、アウトソーシングを使える業種が決まっているので、それ以外のアウトソーシング労働の雇用は違法ということになるはずである。だから、インドネシアで行われるアウトソーシング雇用というものは、2003年13号労働法を遵守したものでなければ、それ以外は違法行為であることを主張している。アウトソーシング雇用が可能な、法的に認められている業種は、①クリーニング、②警備保障、③ケーターリング、④運輸関係あるいは運転手、⑤鉱山関係の補助業務である。これらの要求に対して、政府の適正

な対応がない場合、我々組合としては全国的な抗議行動を行う予定である。我々はこれをHOS TUM(非正規労働者の正規化および低賃金は正要求)行動と呼んでいる。抗議行動のテーマとしては、「アウトソーシングの廃止と低賃金労働の拒絶」を掲げている。このような我々組合のデモ行動に対して政府から非常に前向きな回答を受けることができた。

そして、今、全インドネシアにおいて、ひとつだけ明確な成果が上がったことがある。それは、ジャカルタ周辺だけでも300以上のアウトソーシング労働者派遣業者があったが、それから派遣される労働者が正規労働者に変ったということ。それから最低賃金に関しても、ジャカルタで2012年が月収150万ルピアだったのが、今年からは月収220万ルピアと、約40%の最低賃金賃上げの改善を実現することができたことだ。ジャカルタ周辺のプカシなどでは、4万人いたアウトソーシング労働者が正規雇用に変った。最低賃金については、43%の引上げを2013年に達成している。他の地方でもほとんどの地域において、アウトソーシング労働者の多くが正規の雇用に移ることができ、最低賃金においても43~45%の最低

賃金引上げを行うことができた。なかでも工業の中心地であるバタムでは500人のアウトソーシング労働者が正規になることができたし、最低賃金も45・6%引き上げることができた。

また、2012年6月には全国行動を起こして、最低賃金引き上げとアウトソーシング廃止をアピールし、その結果、2012年と2013年を比較した場合に、最低賃金は43%から58%へと上昇することができた。2012年においては、私たち労働組合として最低賃金の要求を、「まず適正生活水準のレベルを決めるための品目を84品目にしてほしい」ということを提出している。今のところ、労働大臣令で承認されているのは、60品目であるが、来年は84品目にしていこうとしている。

アウトソーシングについては「労働法に決めた5つの部門以外は使ってはならない」という2012年19号労働大臣令が新たに発令された。これはクリーニング、運転関係、ケーターリング、清掃、警備、鉱山以外はアウトソーシングを使用してはいけないということを確認にしたものである。

# タイにおける最低賃金の現状と課題

チャーリー・ロイソンTEAM  
(タイ電子・電機機器・自動車・金属労働者総連合) 会長

タイは面積が51万4千平方メートル、人口6600万人。立憲君主制の仏教国。海外の輸出市場の景気回復にともない、タイ経済も回復。2010年は7.8%の成長率を記録。2011年は当初3.5、4.5%の成長率を見込んでいたが、大規模洪水被害の発生により、実際には0.1%と低迷した。しかし、2012年は、洪水からの復旧・復興に加え、自動車販売の好調もあり、6.4%の成長率を達成。  
(1タイ・バツ=約3円)

タイにおける最低賃金は、以前は全国一律ではなく、地域別に32レートあった。それをTEAMとTLLSC(タイ労働連帯委員会)が共同して、政府に対して、全国同一最低賃金導入を働きかけた結果、前政権のアピシット首相の時に、3年間で最低賃金を25%ずつ引き上げ、全国同一賃金を導入することを約束した。

その後、インラック首相の政権になると、日給300バツの同一最低賃金の導入を公約として掲げ、それを実現した。結果として、2012年4月1日からバンコクとバンコク近郊の県を先行して、日給300バツの同一最低賃金を導入、そして2013年1月1日に残りの県も300バツまで引き上げ、全国同一の最低賃金日給300バツ導入を実現した。

この日給300バツ全国同一最低賃金が導入された後、どのような変化、問題が起きたかという点、まず生活水準が良くなったこと、また、生活が保障されていくということ、日給300バツの全国同一最低賃金の良い点もあったことは確かである。しかし、われわれ労働組合は、「最低賃金300バツ」という言葉を、「収入300バツ」という表現に変えている。現政権では、最低賃金という言葉を使いたくないということもあるかと思う。

また、今回、このように最低賃金が大幅に引き上げられたことに注目したい。以前だと引き上げられたとしても年率6%程度であったが、今回は40%も最低賃金が上げられた。また、以前は県別にまちまちであった最低賃金が、今は、全国同一となっている。以前の県別最低賃金に関して、政府は会社側や経営者に対して配慮して決めていたが、今回の全国同一最低賃金導入ではそういう配慮がなく、一気に導入してきたわけである。

そして、この日給300バツの全国同一最低賃金を導入した後、2014年と2015年は最低賃金を引き上げないという姿勢を政府は見せた。そして、極端に引き上げられた6県を見ると、以前は数%、多くても6%程度しか引き上げてこなかったのに、2012年になって、一挙に39%も引き上げられたようなどころもあった。

この最低賃金の適用が除外された職業もある。まず、この最低賃金を超えている人たちが今回の最低賃金導入のメリットを受けられないということが問題として残っている。また公的機関、たとえば、政府系職業機関の職員もこの最低賃金導入のメリットを受けられなかった。そして自営業の人、またNPOの団体職員、そして漁業、運輸・輸送、海上輸送部門の人たちも、今回の最低賃金導入のメリットを受けることはなかった。また、内職の人も今回の最低賃金のメリットはなかった。

この最低賃金が導入されたことにより、以前、福利厚生としてカウントされたものを、賃金の一部として繰り入れカウントするようになったこと

が影響としてあった。以前は普通の福利厚生だったのが、その福利厚生を金額にカウントして、それを支給するようになった。たとえば、いくつかの手当を賃金に切り換えたり、また、異動などで賃金が変わりになったということもある。また、会社が提示した「手当から賃金に切り換える」ことについても、従業員一人ひとりに対して、会社は強制して認めるようにさせたことが指摘されている。

また、いくつかの地域では、この日

【図表2】タイの最低賃金 日額 (単位: バツ)

都 県	2008年 1月1日	2008年 6月1日	2010年 1月1日	2011年 1月1日	2012年 4月1日	2013年 1月1日
バンコク、 サムトプラカーン	194	203	206	215	300	300
チョンブリ	175	180	184	196	273	
バトムタニ	194	203	205	215	300	
アユタヤ	165	173	181	190	265	
ラヨン	165	173	178	189	264	
プラチンブリ	155	163	170	183	255	
ナコンラチャーシマー	165	170	173	183	255	
チェンマイ	159	168	171	180	251	

資料出所: タイ労働省ウェブサイト

給300バーツの最低賃金導入に関して、適正に導入されていないケースも出ている。また、組合つぶしということも起きている。そして勤務年数の長い人ほど、その最低賃金導入のメリットを受けられないケースが出てきている。長年勤めているのに、初めて会社就職した人とはほとんど同じ賃金になる人もいる。また、いくつかの会

社では、事業をたたんで、別の名前の事業を起し、従業員も新しく雇用しなおして、勤務年数の長い人に対して、今までの勤務年数分の賃金を支給しないようにしているところもある。この最低賃金は製造業の中にしか適用されておらず、派遣、非正規、そして農業分野には適用されていない。結果として、われわれ労働組合が一致

団結して交渉することもできなくなった。また、最低賃金が導入された結果、残業を多く行なうようになった。最低賃金の給料では1人の生活しかまかなうことができないからだ。最低賃金だけの給料では毎日、毎年の生活水準に見合った、賃金が得られていないことは確かである。われわれTEAMは労働組合とし

て今回の最低賃金導入に関して、タイ政府に対して、「この最低賃金が非職能労働者に対して適正な生活水準が得られるように見直さなければならぬ」と要請している。また、「実際の賃金は、その人の経験及びその能力に合わせなければならない」と要請している。

## マレーシアにおける最低賃金の現状と課題

マレーシアは面積33万平方キロメートルで人口2900万人。外需低迷により2010年後半から成長は減速傾向にあるが、2011年は投資と国内消費に支えられ、5.1%を維持。2010年3月の「新経済モデル」(同年12月に第二部を発表)による市場志向的制度への軌道修正の発表、同年6月の「第10次マレーシア計画(2011-2015年)」による中期的ビジョ

ンの提示、同年10月の「経済変革プログラム」(2011年1月追加案件を発表)による2020年までのロードマップ及び重点投資分野の明示等、矢張り早く政策を発表するとともに、補助金削減による財政健全化の具体的措置も図りつつ、2020年までの先進国入りの目標達成に向けて取り組んでいる。(1マレーシア・リンギット=約29.5円)

マレーシアにおいて、最低賃金に関する闘いは、15年以上前に始まった。そのとき、ナショナルセンターMTUC(Mレーシア労働組合会議)が最低賃金月収900リンギットを要求した。そして、300リンギットが生計費手当として追加支給された。この決議は、1997年にMTUCの要請

で国会を通過した。2001年の総選挙の後、与党が3分の2の議席を獲得できなかったという中で、首相がMTUCのメーデーのときに、「全国最低賃金協議会を作り、そして最低賃金について検討する」とはつきりと言明し、決定された。これが、2011年5月の話である。

## 最低賃金協議会の設置

その決定に基づいて、議会は2012年に最低賃金協議会を設置した。これは三者構成で、主な役割を果たす政府と、マレーシア使用者連盟(MEF)、そしてマレーシア労働組合会議(MTUC)の三者から成っている。この最低賃金協議会の役割は、最低賃金に関する勧告を人的資源省大臣に行うことである。つまり人的資源省大臣はこの協議会から勧告を受けてから、変更することができることを意味する。つまり、最低賃金に関して大臣に最終決定権があるということをお願いしたのである。

2012年4月30日に、首相がメーデーの前夜に「マレーシアとして、今後は最低賃金(月収)を、マレーシア半島900リンギット、そしてサバ地域の最低賃金として800リンギットに制定する」ことを発表した。この法律の実行日は2013年1月1日である。そして、最低賃金を実行しない使用者は罰金を受け、それぞれ1人当たりの従業員に対して1万リンギットの罰金を課せられる。

この最低賃金の公告がされたのが2012年10月のことである。公告とは、これが全国に展開されるという意味である。マレーシア人であろうと、外国人労働者であろうと、製造業で働こうとどの業種で働こうと、最低賃金900リンギットは課されるとい

う。2012年4月30日に、首相がメーデーの前夜に「マレーシアとして、今後は最低賃金(月収)を、マレーシア半島900リンギット、そしてサバ地域の最低賃金として800リンギットに制定する」ことを発表した。この法律の実行日は2013年1月1日である。そして、最低賃金を実行しない使用者は罰金を受け、それぞれ1人当たりの従業員に対して1万リンギットの罰金を課せられる。

とである。

また家事労働者はこれまで最低賃金の適用から除外されていた。実は、最低賃金を設定する前は、人的資源省はいくつかのガイドラインを策定していた。そのガイドラインの中の一つに、マレーシアは最低賃金以外に生計費手当がある。たとえば、使用者がより高いプレミアム、超過時間を払いたくないということで、使用者たちは、交通費手当を支給して、最低賃金を避けようとするわけである。それを止めようとして人的資源省がガイドラインを作成した。労働者は組合、使用者たちと交渉をして、この手当を渡すのなら、最低賃金を月収9000リンギットまでに上げなければいけない。実はこのやり方は、非常に混乱を来たした。

マレーシアにおいては、7〜9%しか労働組合に組織化されていない。従業員、使用者はどのようにして最低賃金月収9000リンギットを確保したらいのかということに悩んだ。そして、議論の結果、最低賃金月収9000リンギットからスタートする必要もなく、サバ地域、マレーシア全体においても30%以下から始めても良いということになった。たとえば、ホテル産業においては、2013年10月1日まで最低賃金の開始が延期された。

マレーシアにおいて最低賃金協議会は、まず1997年にホテル、レストラン、バーの労働者を対象に最初は設置されたが、このように数年経って、ほかのセクターのために、また別の最低賃金協議会が逐次設置されてきた。そのほかのセクターを対象とした協議会が2013年10月1日からスタートする。

政労使三者構成による最低賃金協議会は、これまでサービス料金について、なかなか合意に到達することができなかった。サービス料金は、ゲスト、宿泊者が払うわけであるが、実はこのサービス料金というのは、ホテル従業員にとっては非常に重要な収入源となっている。だから政府は使用者、労働組合に対して、2013年10月1日までにこの問題についてコンセンサスに到達できない場合は、政府はそこまでに合意されたものが基本給になることを決めた。これが最低賃金の実行に伴う、ひとつの難しさである。

### 外国人労働者の納税の義務を復活

2012年12月に人的資源省が「外国人労働者たちは税金を払わなければいけない」という別の発表をした。マレーシア政府は、これまでは外国人労働者に対しては納税の義務を課していたが、2年前に、ILOからの圧

力を受けて政府が政策の方針を変えて、使用者がこの所得税を払わなければいけないということになった。しかし、今回政府は、外国人労働者が所得税を払わなければいけないと発表したのである。それが1月当たり1000リンギットの税金である。

また、そのほかの人的資源省の発表によると、使用者が外国人労働者のための宿泊を提供する代わりに、外国人労働者のための住居費を給料から天引きすると発表した。中小企業においては、非常にこの発表に関しては反対をしている。マレーシアでは60万ほどの中小企業が経済の中で非常に大きな役割を果たしているわけであるが、その人的資源省の前で中小企業が非常に大規模なデモを行った。それで、また政府が違う発表をした。外国人労働者の中で、このような中小企業で働く者たちに限っては、年末まで天引きは先延ばしすると発表した。だから、最低賃金に関する法律が公告されたとしても、まだ、この問題は解決されていないということになる。

また、最低賃金の実行に当たっては、別の問題がある民間の金属部門においては、基本給のベースは、最低が月収6000リンギットだったのが、9000リンギットに引き上げられた。そういった意味では、月収6000リンギット

【図表3】 マレーシアの最低賃金 (2013年1月1日) 月額 (単位: マレーシア・リンギット)

地域	最低賃金
マレーシア半島	900.00
サバ州・サラワク州	800.00

資料出所: マレーシア人的資源省ウェブサイト

の初任給が9000リンギットに上がったのは、非常に大きな飛躍だったと言える。

しかし、6年あるいは9年と長期に渡って勤めている人たちにとっては、その間、月収9400リンギットくらいにしか上がっていないので、今、初任給の最低賃金月収9000リンギットが実行されることになる、この方たちとのギャップが非常に狭くなってしまっている。このシニアの方たちは、非常にこの発表に関してアンハッピーで、組合に関して自分たちの給料も上げられるべきではないかということで圧力をかけてきている。

たとえば、交通・運輸等といった産業分野においては、一部の使用者と一時金のベースを一次的に上げることで合意した。しかし多くの使用者とはまだ合意しておらず、現在、組合が直面している非常に厳しく、難しい問題であり、この現実に対して対応しているところである。

フィリピンにおける最低賃金制度の現状と課題

ラルフィ・メドラノ PMA (フィリピン金属労働者同盟) 書記次長

フィリピンの位置はアジアの東南沿岸ということで、7107の島数がある。国土は30万平方キロメートルで、ルソン、ビサヤ、ミンダナオという3つの大きな島から成り立っている。フィリピンは17の地域から成っており、81の州、136の都市、そして1494の市町村に分かれている。全体の人口は2011年で9460万人。一人当たりGDPは2011年で2250米ドル。経済成長率は2010年7.6%、2011年3.9%。(1フィリピン・ペソ約2.2円)

2012年に最低賃金に関する法律が施行されたが、フィリピンのインフレ率は2012年に3.9%。石油製品の価格は3年間で40%から120%増となっている。一方、最低賃金については、マニラ首都圏では日額437.5ペソである。これは、生計費手当22ペソが含まれている。米ドルにすると約11ドル相当である。しかし地域では、302.25ペソと低いところもある。なぜ、このように差があるのかと言うと、地域とさらに州と市に分かれており、それぞれ別の州・市にも最低賃金があるからである。フィリピンは、最低賃金の

実施においては非常に不思議な状況となっている。貧困の状況については、政府発表では、「30・4%の人口しか貧困層ではない」と言っているが、そのほかの調査によると35%〜40%が貧困層としている。フィリピンでは地域ごとの最低賃金審議会が17の地域に設置されている。そして、地域ごとに最低賃金が決められており、最低、最高の幅が示されている。そして農業、非農業に分かれている。金属はこの非農業分野になる。たとえばカラバルソン地方には、カビテ、ラグーナ、バタンガス、リサール、ケソンという5つの州があり、カビテ州には32、ラグーナ州には30、バタンガス州には34、リサール州には40、ケソン州には41の市がある。各市にはそれぞれ最低賃金が設定されており、実施されている。たとえば、私たちの主要な産業はラグナにあるが、その中には30の市がある。各市で、最低賃金が設定されている。最高が349ペソ、最低が283.5ペソとなっている。すなわち、このデータによると最低と最高の差が65.5ペソもある。ひとつのラグナという県だけでもこれだけの違いがある。ほかの県でも同じような状況であり、各市で違いがある。労働運動の面で一番多く出される疑問は、「なぜ、そのような最低賃金の違いがあるのか。各市でそれだけの違いがあるのか」というものである。非常に小さな地域でそれだけの差があるわけである。2012年1月に実施した「家族の生活賃金」についての私たちの調査によると、生活賃金の構成要素としては、2人の子供をかかえている4人世帯を対象にしているが、カラバルソン地方では、324.5ペソが私たちの平均最低賃金である。生活賃金は1世帯894ペソということで、590.75ペソという違いがあることが判明した。では、どうやって生活をする事ができるのか。最低賃金しかもらっていないか。そうすると児童労働につながる。また、妻も働かなければならなくなってしまう。特にムスリム・ミンダナオ自治区の場合、イスラム教の人が多く、日額233ペソと一番低い最低賃金となっている。この生活賃金が日額1080ペソ以上なので、最低賃金と実際の生活賃金の差が1000ペソもある。政府、そして各州の最低賃金が今年度はいくらになるか、いままでのところ、まだ分からない。ただ良い知らせは2012年5月25日、このカラバルソン地方という地区では、インフレ率が3.9%だったということで、約4%ほど、12ペソ、最低賃金が引き上げられている。一つの地域だけで、これだけ引き上げることができた。ここはフィリピンの中で最も産業が集積されている地帯である。最低賃金の問題は、金属労働者だけでなく、もちろんほかのインダストリアル・グループの加盟組織の皆さんと一緒に結末して、解決していかなければならないと考えている。

【図表4】 フィリピン地域別最低賃金の推移 (通貨:ペソ) 国家首都地方 (日額) 農業以外

2006年 7月	2007年 8月	2008年 6月	2008年 8月	2010年 7月	2011年 5月	2012年 6月	2012年 11月
313.00 - 350.00	325.00 - 362.00	345.00 - 382.00	345.00 - 382.00	367.00 - 404.00	389.00 - 426.00	409.00 - 446.00	419.00 - 456.00

資料出所: フィリピン労働雇用省ウェブサイト

低賃金しかもらっていないか。そうすると児童労働につながる。また、妻も働かなければならなくなってしまう。特にムスリム・ミンダナオ自治区の場合、イスラム教の人が多く、日額233ペソと一番低い最低賃金となっている。この生活賃金が日額1080ペソ以上なので、最低賃金と実際の生活賃金の差が1000ペソもある。

政府、そして各州の最低賃金が今年度はいくらになるか、いままでのところ、まだ分からない。ただ良い知らせは2012年5月25日、このカラバルソン地方という地区では、インフレ率が3.9%だったということで、約4%ほど、12ペソ、最低賃金が引き上げられている。一つの地域だけで、これだけ引き上げることができた。ここはフィリピンの中で最も産業が集積されている地帯である。最低賃金の問題は、金属労働者だけでなく、もちろんほかのインダストリアル・グループの加盟組織の皆さんと一緒に結末して、解決していかなければならないと考えている。

(文責編集||金属労協)